

## 校則

(名称)

第1条 本校は秋田県立六郷高等学校と称する。

(位置)

第2条 秋田県仙北郡美郷町六郷字馬場52番地

(目的)

第3条 本校は教育基本法並びに学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、生徒の心身の発達及び進路に応じて、高度な高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(組織)

第4条 本校は全日制の課程普通科及び福祉科をもって組織する。

(修業年限)

第5条 修業年限は3年とする。

(生徒定員及び学級数)

第6条 生徒定員及び学級数は別に定める。

(学年及び学期)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日及び休日
- (2) 日曜日及び土曜日



(入学資格)

第13条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると校長が認めた者とする。

(入学の時期等)

第14条 生徒の入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。

2 生徒募集に関する期日、人員その他生徒の募集に関し必要な事項は、教育委員会が定め、毎年あらかじめこれを公告する。

(入学者の選抜)

第15条 校長は、入学を志願する者に対し、選抜の上、入学を許可する。

2 前項に規定する選抜は、中学校又は中等教育学校から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下この条において「学力検査」という)の成績等を資料として行う。

3 前項の規定にかかわらず、別に定めるものについては、学力検査を行わないことができる。

4 学力検査は、教育委員会が行い、その実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

(入学手続き)

第16条 入学(編入学、再入学、転入学を含む)を許可された者は、30日以内に、誓約書及び本人の住民票を校長に提出しなければならない。

2 校長が特に必要と認めるときは、保護者とは別に保証人を定めて届けなければならない。この場合においては、前項の誓約書には保証人が連署しなければならない。

(入学検定料、入学金、授業料)

第17条 入学検定料、入学金、授業料の徴収は、秋田県立高等学校授業料等徴収条例の定めるところによる。

(保護者等の変更の届け出)

第18条 保護者又は保証人に変更があったときは、保護者(保護者に変更があった場合には変更後の保護者)は、速やかに保護者(保証人)変更届を校長に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、生徒は変更後の保護者又は保証人が連署した誓約書を速やかに校長に提出しなければならない。

3 保護者又は保証人が氏名又は住所を変更したときは、速やかに保護者(保証人)氏名(住所)変更届を校長に届け出なければならない。

(欠席等)

第19条 生徒が欠席しようとするときは、所定の様式によりその理由を付し校長に届け出なければならない。

2 病気のため引き続き7日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

3 忌引の期間は次の各号に定めるとおりとする。ただし、葬儀の日が当該期間外のときにはその日を、遠隔の地におもむく必要があるときはその往復の日数を加算する。

(1) 父母 7日以内

(2) 祖父母、兄弟、姉妹 3日以内

(3) 曾祖父母、伯叔父母 1日

4 父母の祭日(法会等)に当たった日1日は忌引に準ずる。

5 感染症にかかったときは、速やかに届け出なければならない。同居人が感染した場合も同じとする。

6 受験のため学校の許可を得て欠席したときは出席停止とする。

7 学校で認めた各種大会等に出場するときは公欠と見なす。

8 遅刻・早退・欠課の場合は、事由を付し届け出なければならない。

(休学)

第20条 生徒が病気その他やむを得ない事由により2ヶ月以上にわたり出席することができないときは、あらかじめその期間を定めて、保護者又は保証人連署の上、休学許可願を校長に提出しなければならない。この場合において病気により出席できないときは、意思の診断書を添えるものとする。

2 休学期間は1年以内とする。

ただし、校長が特に必要と認める場合は、休学期間を2年に至るまで延長することができる。

(復学)

第21条 休学中の生徒が休学期間中に復学しようとするときは、保護者又は保証人連署の上、復学許可願を校長に提出しなければならない。

この場合において、病気により休学した生徒が復学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(再入学)

第22条 許可により退学した者が1年以内に再入学を願い出たときは、その理由が正当であると認められるときに限り、同一学年以下の学年に再入学させることができる。

(転入学)

第23条 生徒が転入学をしようとするときは、その事由を付し、保護者又は保証人連署の上、校長に転入学願を提出しなければならない。

(転学)

第24条 生徒が転学をしようとするときは、その事由を付し、保護者又は保証人連署の上、校長に転学願を提出しなければならない。

(留学)

第25条 生徒が留学をしようとするときは、その事由を付し、保護者又は保証人連署の上、校長に留学許可願を提出しなければならない。

2 前項の留学に関し必要な事項は別に定める。

(退学)

第26条 生徒が退学しようとするときは、その事由を付し、保護者又は保証人連署の上、退学許可願を校長に提出しなければならない。

この場合において、病気により退学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(表彰)

第27条 校長は他の模範となるような生徒に対し、別に定める基準により表彰することができる。

(懲戒)

第28条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を行うことができる。

- 2 懲戒のうち、訓告、停学及び退学は校長がこれを行う。
- 3 訓告は過去の言動を戒め将来を論ずるものとする。
- 4 停学は出席を停止するものとし、その期間は1か月以内又は無期とする。
- 5 次の各号の一に該当する者には退学を命ずることがある。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(弁償)

第29条 生徒が学校の物品を損傷し、又は紛失したときは、校長はこれを弁償させることがある。

(職員の組織)

第30条 職員の組織は、秋田県立高等学校管理規則第4章に定めるところによる。

(校内規程)

第31条 生徒心得その他の校内諸規程は、校長がこれを定める。